

平成19年(ワ)第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原告 宮部龍彦, 宮部慎太郎

被告 鳥取県

平成19年11月22日

原告 宮部 慎太郎 様

鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官 坂本 浩 康

事 務 連 絡

訴状の記載につき、下記の点を明らかにした準備書面を本書面到達の日から14日以内に提出されたい。

記

- 1 「第2 請求の原因」の2(1)には、原告宮部龍彦が公文書開示申出を行った旨の記載があり、同(2)では、平成18年4月27日付け公文書部分開示がなされた旨の記載がある。この公文書部分開示は、原告宮部龍彦の申出に対してされたものか。
- 2 訴状記載の甲処分及び乙処分は、いずれも原告宮部慎太郎に対してなされたものとみられる(甲2, 6)が、「第1 請求の趣旨」に記載されている「原告」は、すべて原告宮部慎太郎を意味するのか。そうであれば、「第1 請求の趣旨」記載の「原告」を原告宮部慎太郎と訂正する準備書面を提出されたい。

以 上